

統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議手続について

1 検討経緯

○ 平成 30 年 11 月 第 128 回統計委員会

西村委員長から、匿名データの提供早期化に向け、今後の統計委員会審議の計画的かつ効率的な実施について検討し、来年 2 月を目途に統計委員会に報告するよう北村統計制度部会長に指示

○ 平成 30 年 12 月 第 3 回統計制度部会

北村部会長から、西村委員長の指示を共有し、北村部会長が有識者から意見を聴いた上で案を作成し、改めて部会に提案することを了承

○ 平成 31 年 1 月 匿名データに関する意見交換会

匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について、総務省及び有識者から意見聴取

{	有識者：川口大司（東京大学大学院経済学研究科教授）
	南 和宏（情報・システム研究機構統計数理研究所准教授）
	美添泰人（青山学院大学経営学部招聘教授）

○ 平成 31 年 2 月 第 4 回統計制度部会

上記意見交換会の結果も踏まえ、統計制度部会として「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について（改正案）」を取りまとめ

2 「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について（改正案）」の概要

(1) 基本的な考え方

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）等を踏まえ、以下により匿名データの提供早期化・充実を促進

- ・ これまでの運用実績をベースに「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（以下「匿名化処理基準」という。）を策定
- ・ 統計研究研修所が匿名化処理基準等に基づき実施する検証等の仕組みを最大限活用して、統計委員会における審議を重点化及び効率化

(2) 改正案のポイント

- 基幹統計調査の実施又は変更に係る諮問審議の際、必要に応じ提供時期等を確認
- 匿名化処理基準に沿って匿名データを作成（年次の単純な追加）する場合、改めて統計委員会への諮問は不要（現行と同様）
- 匿名化処理基準と異なる新たな匿名化手法により匿名データを作成する場合、統計委員会に諮問。ただし、委員長及び統計制度部会長が匿名化処理基準に準じて対応することが適当と認める場合、審議を簡素化（部会審議の省力化）
- 過去の統計委員会答申における今後の課題については、各統計調査に共通する課題として、統計研究研修所の検討結果について報告を求め、別途検討

統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について（改正案）

〔平成 27 年 9 月 17 日〕
〔統計委員会決定〕
改正 平成〇年〇月〇日

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 35 条第 2 項の規定に基づく基幹統計調査に係る匿名データの作成に関する審議については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）を踏まえ、匿名データの早期提供に向け、匿名データ作成省庁及び総務省統計研究研修所（以下「統計研究研修所」という。）と連携を図り、以下の措置を講じることにより、重点的かつ効率的に行うものとする。

1 匿名データの計画的な作成

基幹統計調査の実施又は変更に係る諮問審議の際、必要に応じて匿名データの作成計画について確認を行うものとする。

2 統計委員会における審議の重点化及び効率化

① これまでの審議実績等を踏まえて策定された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（以下「匿名化処理基準」という。）に沿って匿名データの作成を行うもの（作成年次の単純な追加）と認められる場合、前回の統計委員会答申から変更がないものと判断できることから、統計委員会における諮問審議を要さないものとする。

② 上記①に掲げる匿名化処理基準と異なる新たな匿名化手法（調査事項の追加又は変更に伴う新たな匿名化措置等を含む。）により匿名データの作成を行うものと認められる場合、統計研究研修所における検証結果や論点整理を最大限活用した上で、統計委員会における審議の重点化及び効率化を図るものとする。

なお、委員長及び統計制度部会長が匿名化処理基準に準じて対応することが適当と認める場合には、審議の簡素化を図ることができるものとする。

3 過去の統計委員会答申における今後の課題への対応

匿名データの作成に係る過去の統計委員会答申において、今後の課題とされた事項（地域情報や年齢の詳細化など）については、各統計調査に共通する課題として、統計研究研修所における検討結果について報告を受け、その取扱いを別途検討するものとする。

4 その他

上記 1 から 3 までの取扱いについては、今後の運用状況等を踏まえ、適宜見直しを図るものとする。

匿名データの作成に係る匿名化処理基準

提供項目等 (その1)	総務省				厚生労働省	
	国勢調査	住宅・土地統計調査	社会生活基礎調査		労働力調査	匿名データB (世帯票、健康票、所帯票、貯蓄票)
			調査票A	調査票B		
世帯人員、 施設等の世帯の世帯人員は提供しない	世帯人員、 施設等の世帯の世帯人員は提供しない	住宅の居住世帯数、 都道府県別出現頻度により、10室以上～17室以上のいずれかでトップコーディング	世帯ごとの居住世帯数、 都道府県別出現頻度により、10室以上～17室以上のいずれかでトップコーディング		15歳未満世帯人員、 15歳未満の男女別総数を合算し、15歳未満の総数として提供、男女別総数は提供しない	
	住宅の床面積、 実数ではなく、公表統計に合わせた階級で提供する こととし、「200～249㎡」と「250㎡以上」をグループビニング	建物の敷地面積（共同住宅）： 実数値ではなく、階級値15区分で提供。都道府県別出現頻度により、75㎡未満～150㎡未満のいずれかでポトムコーディング、3000㎡以上をトップコーディング	建物の建築面積（共同住宅）： 実数値ではなく、階級値15区分で提供。都道府県別出現頻度により、50㎡未満又は75㎡未満のいずれかでポトムコーディング、1000㎡以上～3000㎡以上のいずれかでトップコーディング		住宅の床面積： 200㎡以上をトップコーディング 20㎡未満をポトムコーディング 300㎡以上をトップコーディング	
建物全体の階級、 実数ではなく公表統計に合わせた階級（「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」及び「15階建以上」）で提供し、地域区分ごとの出現頻度により「3～5階」以上又は「11～14階建」以上のいずれかでトップコーディング	住宅の延べ面積、 都道府県別出現頻度により、20㎡未満～500㎡以上のいずれかでトップコーディング 住宅の敷地面積（一戸建・長屋建）： 実数値ではなく、階級値11区分で提供。都道府県別出現頻度により、25㎡未満及び50㎡未満のいずれかでポトムコーディング、700㎡以上～1500㎡以上のいずれかでトップコーディング 住宅の建築面積＝1Fの床面積（一戸建・長屋建）： 都道府県別出現頻度により、20㎡未満又は30㎡未満のいずれかでポトムコーディング、150㎡以上又は200㎡以上のいずれかでトップコーディング	建物の階級、 実数ではなく公表統計に合わせた階級（「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」及び「15階建以上」）で提供し、地域区分ごとの出現頻度により「3～5階」以上、「6～10階」以上又は「11～14階」以上のいずれかでトップコーディング		住宅の敷地面積： 1000㎡以上をトップコーディング		
世帯の住んでいる階、 実数ではなく公表統計に合わせた階級（「1・2階」、「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」及び「15階建以上」）で提供し、地域区分ごとの出現頻度により「3～5階」以上、「6～10階」以上又は「11～14階」以上のいずれかでトップコーディング	建物の階級、 実数ではなく公表統計に合わせた階級（「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」及び「15階建以上」）で提供し、地域区分ごとの出現頻度により「3～5階」以上、「6～10階」以上又は「11～14階」以上のいずれかでトップコーディング	世帯の住んでいる階、 実数ではなく公表統計に合わせた階級（「1・2階」、「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」及び「15階建以上」）で提供し、地域区分ごとの出現頻度により「3～5階」以上、「6～10階」以上又は「11～14階」以上のいずれかでトップコーディング				

匿名データの作成に係る匿名化処理基準

提供項目等 (その2)	総務省				厚生労働省	
	国勢調査	住宅・土地統計調査	就業構造 基本調査	社会生活基礎調査		労働力調査
				調査票A	調査票B	
年齢： 0～84歳を5歳階級でグループ 85歳以上をトップコー ディング	年齢： 15歳未満は各歳、 15～89歳を5歳階級で グループコーディング、 90歳以上をトップコー ディング、85歳以上を トップコーディング	年齢： 15歳未満は各歳 15～84歳を5歳階級 でグループコーディング 85歳以上をトップ コーディング	年齢： 10歳未満は各歳 10～84歳を5歳階 級でグループコーディ ング 85歳以上をトップ コーディング	年齢： 15歳未満は各歳 0～84歳を5歳階級 でグループコーディ ング 85歳以上をトップ コーディング	年齢： 15歳未満を学齢による グループコーディング 15～84歳を5歳階級 でグループコーディ ング 85歳以上をトップ コーディング	匿名データA (世帯票、健康票) 匿名データB (世帯票、健康票、所 得票、貯蓄票)
就業時間： 90時間以上をトップコー ディング	就業時間： 90時間以上をトップコー ディング	就業開始時期： 現職が初職で70年以 上前に現職に就いた 者は70年でトップ コーディング 前職の継続就業期 間： 前職からの継続就業 期間と前職の継続就 業期間の合計が70年 以上となる者は70年 をトップコーディン グ 初職に就いた時期： 70年以上前に初職に 就いた者は70年で トップコーディング	末子の年齢： 1～11歳を 1～2歳、 3～5歳、 6～8歳、 9～11歳で グループコーディ ング 12歳以上をトップ コーディング	1週間に仕事をした時間： 80時間以上をトップコー ディング	1週間に仕事をした時間： 80時間以上をトップコー ディング	
産業： 「農業」、「林業」及び「漁業」をグループ 「鉱業」及び「建設業」をグループ 「製造業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」 をグループ 職業： 「保安職業従事者」、「農林漁業作業者」及び 「運輸・通信従事者」をグループ	産業： 詳細区分をグループ コーディング 職業分類： 詳細区分をグループ コーディング	就業開始時期： 現職が初職で70年以 上前に現職に就いた 者は70年でトップ コーディング 前職の継続就業期 間： 前職からの継続就業 期間と前職の継続就 業期間の合計が70年 以上となる者は70年 をトップコーディン グ 初職に就いた時期： 70年以上前に初職に 就いた者は70年で トップコーディング	末子の年齢： 1～11歳を 1～2歳、 3～5歳、 6～8歳、 9～11歳で グループコーディ ング 12歳以上をトップ コーディング	職業の種類(職 業)： 報告書の表章区分に合 わせてグループ コーディング 本人の仕事の種類(職 業)： 報告書の表章区分に合 わせてグループ コーディング	職業の種類(職 業)： 報告書の表章区分に合 わせてグループ コーディング 就業期間： 50年以上をトップコー ディング	
5年前の住居の所在地： 「他県から」及び「国外から」をグループ 労働力状態： 平成12年は「家事のほか仕事」と「通学のかたわ ら仕事」をグループ 大規模調査である平成17年は就業者の内訳を提供 しない 家計の収入の種類： 「賞金・給与が主な世帯」のうち、「農業収入も ある世帯」及び「その他」をグループ 「農業収入が主な世帯」及び「農業収入以外の事 業収入が主な世帯」をグループし、その内訳 は提供しない 「内職収入が主な世帯」及び「その他の収入が主 な世帯」をグループし、その内訳は提供しな い	従前の居住地： 都道府県別で提供 従前の居住地： 都道府県名は提供し ない	従前の居住地： 都道府県名は提供し ない	従前の居住地： 都道府県名は提供し ない	従前の居住地： 都道府県名は提供し ない	従前の居住地： 都道府県名は提供し ない	仕事の有無： 「主に通学で仕事あり」及び「その他」を「その他 (仕事あり)」にグループ 仕事の有無： 50年以上をトップコー ディング
						最多所得者か否か： 「最多所得者」及び「家計補助者又は被扶養者」の2 区分にリコーディング

統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議手続について

〔平成 27 年 9 月 17 日〕
統計委員会決定

統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 35 条第 2 項の規定に基づく匿名データの作成に係る審議については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定)において、匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化が求められていることを踏まえ、匿名データ作成部局と連携を図り、以下のような措置を講じ、匿名化手法の変更点等を明らかにすることにより、効率的な審議を行うものとする。

1 新たに年次追加する場合の事前準備

①匿名データ作成部局は、匿名化手法に関する次の資料を作成する。

- ・匿名データを作成している調査年次と追加する調査年次について、母集団情報や識別情報など匿名化手法を記述した「提供項目対比表」
- ・匿名データ作成部局における検討経緯や直近の答申における「今後の課題」への対応に関する資料

②匿名データ作成部局は、統計委員会担当室と連携し、匿名化手法に関する資料を基に次の匿名化手法を確認する。

- ・追加・変更された調査事項の匿名化手法
- ・識別情報の匿名化手法
- ・しきい値基準によるトップコーディング・ボトムコーディングの匿名化手法

③匿名化手法について上記①及び②により、i)母集団情報に変更がないこと、ii)調査事項別の匿名化手法に変更がないこと、iii)調査事項の変更が形式的であること(技術的な名称変更や選択肢の統合)、以上すべてが確認できた場合は、前回答申からの変更がないものと判断でき、すでに当該匿名化手法について意見を聴いているため、諮問審議を要さないものとし、その旨、統計委員会に報告する。なお、匿名化手法の変更について疑義がある場合は、匿名データ部会長の意見を聴いて、判断する。

2 匿名データの作成方法変更に係る諮問時の留意事項

①諮問時に、将来的な作成年次の追加を予定している場合は、その旨を諮問資料に明示する。また、現行の「提供項目対比表」は、「チェックリスト」の機能を統合し、審議事項を明示できる様式にするなど改善を図る。

②匿名化手法の変更が限定的であると匿名データ部会長が確認した場合は、匿名データ部会に付託せず答申することができる。(統計委員会の諮問の際に併せて匿名データ部会長の所見を開陳する。)

3 その他

匿名データ作成部局は、匿名データの作成・提供に関する検討・実施状況(答申における「今後の課題」の検討状況も含む。)について、統計法施行状況報告などを活用し、統計委員会に報告する。